

事 務 連 絡

令和2年9月16日

(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿

観光庁観光産業課長

参事官(旅行振興)

Go To トラベル事業における東京都の取り扱いの変更について(周知)

令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」(いわゆる「Go To キャンペーン事業」)のうち「Go To トラベル事業」(以下「本事業」という。)については、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものです。

本事業の実施に当たっては、感染拡大防止と観光振興の両立を図ることが重要であり、東京都が目的地となっている旅行と東京都に居住する方の旅行について、当面の間、本事業の対象外とすることとしておりました。しかしながら、9月11日(金)の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、感染症の専門家等による政府へ提言をいただき、昨日、9月15日(火)の大臣会見にて、10月1日

(木)より開始する東京都が目的地となっている旅行と東京都に居住する方の旅行について、改めて本事業の支援対象とする旨、お伝えさせていただきました。

ただし、仮に今後、感染状況の著しい拡大があり、東京都の感染の状況がステージ3相当に引き上げられるなどの動きが出てきた場合には、政府全体の方針に基づき、東京の追加を延期するかどうか、あるいは、事業開始後に対象外とするかの判断を改めて行うこととしており、このような取扱いについては、今後は、東京都を含めた全ての都道府県についても同様としたいと考えています。いずれにしましても、本事業に参加する事業者と旅行者の双方において、今まで以上に感染拡大防止に向けた取組を徹底していただくことを改めてお願いいたします。

これまで宿泊事業者における本事業への参加に当たっては、旅行者の本人確認などの感染予防対策や、居住地確認などの給付金の不正受給防止対策を実施していただきました。10月1日(木)以降に開始する東京都が目的地となっている旅行と東京都に居住する方の旅行について、支援の対象に加えることで、他の道府県と同じ取扱いとなるため、本人確認の際の、居住地確認は不要といたします。ついては、別添1の通り、本事業を利用される宿泊客全員の本人確認を引き続き実施していただきま

すようお願い申し上げます。確認は、チェックイン時を原則といたしますが、チェックイン後に客室で検温を実施するなど、三密を回避するため適切な手法を実施いただくことは差し支えありません。

確認に当たって必要な書類はこれまで同様、別添2の通りとしており、宿泊客が当該書類を持参していない場合には、後日、郵送等宿泊事業者において別途定める手段にて提出するよう依頼いただきますようお願い申し上げます。宿泊客から必要な書類が提出されない場合には、Go To トラベル事務局に対しご連絡いただき、対応についてご相談ください。

なお、本人確認を行う旨については、別添3の内容を利用者に対し周知している旨、申し添えます。